

# 官報號外 昭和十三年三月二十四日

○第七十三回 貴族院議事速記録第一十九號

帝國議會

昭和十三年三月二十三日(水曜日)午前十時  
十七分開議

議事日程 第二十九號

昭和十三年三月二十三日

午前十時開議

第一 入營者職業保障法中改正法律案  
(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第一 農業保險法案 (政府提出、衆議院送付)

第一 入營者職業保障法中改正法律案  
(政府提出、衆議院送付)

(政府提出、衆議院送付)

官報號外 昭和十三年三月二十四日

貴族院議事速記録第二十九號 議長ノ報告

入營者職業保障法中改正法律案 第一讀會

商法中改正法律案

商法中改正法律施行法案

有限會社法案

昭和十二年法律第九十二號中改正法律案

商業組合法中改正法律案

市街地建築物法中改正法律案

有價證券業取締法案

議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會

議ヲ開キマス、日程第一、入營者職業保障法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、

第一讀會、木戸厚生大臣

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會

議ヲ開キマス、日程第一、入營者職業保障法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、

第一讀會、木戸厚生大臣

モノノ職業紹介ニ付テハ被傭者ヲ求メ

ントスル者ニ對シ其ノ被傭者タルニ適

スト認ムル退營者ヲ優先シテ雇傭スル

コトヲ懲懲スルコトヲ得

前項ノ規定ヘ退營者ガ退營シタル日ヨリ

三月ヲ経過シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第六條中「前四條」ヲ「第二條乃至第五條」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(國務大臣候木戸幸一君演壇ニ登ル)

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 只今議題ト

ナリマシタ入營者職業保障法中改正法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、申ス迄モナク本法ハ、入營ヲ命ゼラレタ

ル者、又ハ入營ヲ命ゼラル、コトアルベキ者ニ對シ、其ノ故以テ就職ニ付テ不利益

ナル取扱ヲ受ケシムルコトナク、且退營後ノ再雇用ニ付後顧ノ憂ナカラシムル爲ニ、

昭和六年四月一日公布セラレ、同年十一月一日ヨリ施行セラレタノデアリマス、爾來

約七年ヲ經過シ、其ノ間ニ於キマシテ本法ノ趣旨ハ漸次普及セラレ、相當ノ效果ヲ挙

ゲテ參ツタノデアリマスガ、現下ノ情勢ニ鑑ミマスレバ尙不十分ナル點ガアリ、殊ニ今

次ノ支那事變ニ伴フ召集解除者ノ就職、近

ク實施セラレマス在營年限延長等ニ對處ス

ルニハ、現行法ニ改正ヲ加フルノ必要アリ

ト認メラレルノデアリマス、仍テ茲ニ本改

正法律案ヲ提出スルニ至ツタノデアリマス、

本改正法律案ニ於キマシテハ、第一ニ、再雇

備後ノ處遇ニ付テノ規定ノ趣旨ヲ明確ニシ、第二ハ、再雇傭ニ關スル規定ノ適用範圍ヲ擴張致シマシテ、雇傭者ガ當時三十人以上ノ被傭者ヲ使用スル場合ニ適用スルコトニ改メ、第三ニ、再雇傭ニ關スル規定ノ適用ヲ受ケザル退營者ノ就職保護ニ關スル規定ヲ設ケマシテ、以テ退營者ノ職業保護ニ遺憾ナキヲ期セムトスルモノデアリマス、

何卒御審議ノ上、速カニ御協賛アラムコトヲ望ミマス

○子爵戸澤正巳君 只今日程ニ上リマシタ

入營者職業保障法中改正法律案ハ、社會事業法案外一件ニ關聯致シマスルガ故ニ、其ノ同一委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成  
○議長(伯爵松平賴壽君) 戸澤子爵ノ動議  
ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第一、農業保險法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、有馬農林大臣

農業保險法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十三年三月二十二日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

### 農業保險法案

#### 第一章 農業保險

##### 農業保險法

業保險組合ナル文字ヲ用フベシ

農業保險組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱

中ニ農業保險組合ナル文字ヲ用フルコ

トヲ得ズ

第六條 本法ニ依リ登記スペキ事項ハ其

ノ事實ノ生ジタル後三週間以内ニ之ヲ

各事務所ノ所在地ニ於テ登記スペシ

登記スペキ事項ニシテ行政官廳ノ認可

ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタ

ル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

本法ニ依リ登記スペキ事項ハ登記前ニ

在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコ

トヲ得ズ

第七條 農業保險組合ニハ所得稅及營業

收益稅ヲ課セズ

第八條 農業保險組合ガ本法ニ基キテ爲

ス登記ニ付テハ登錄稅ヲ課セズ

第九條 本法ニ依ル農業保險ニ關スル書

類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第十條 農業保險組合ヲ設立セントスル

トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ區域

ヲ定メ其ノ區域内ニ於テ組合員タルベ

キ資格ヲ有スル者ノ同意ヲ得テ創立總

會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定

メ理事及監事ヲ選任シ主務大臣ノ認可

ヲ受クベシ

前項ノ創立總會ノ決議ニ關シ必要ナル

事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 農業保險組合ノ定款ニハ左ノ

事項ヲ記載スペシ

成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲

スコトヲ得

第十三條 農業保險組合ハ設立ノ認可ア

リタル時又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ

定款ノ作成アリタル時成立ス

第五條 農業保險組合ハ其ノ名稱中ニ農

二 名稱

三 區域

四 事務所ノ所在地

五 保險スペキ共濟責任

六 保險料率

七 準備金ノ積立及管理ノ方法

八 共濟基金ニ關スル規定

九 剩餘金處分及不足金填補ノ方法

十 組合員タル資格ニ關スル規定

十一 組合員ノ加入及脫退ニ關スル規

十二 事業執行ニ關スル規定

十三 役員ニ關スル規定

十四 組合ガ公告ヲ爲ス方法

十五 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メ

タルトキハ其ノ時期又ハ事由ヲ定メ

タルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ農業保

險組合ノ組合員タルベキ資格ヲ有スル

者ニ組合ヲ設立スペキコトヲ命ジ又ハ

組合ノ區域内ニ於テ組合員タル資格ヲ

有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員クラ

シムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル

者命令ノ定ムル所ニ依リ設立ノ認可ヲ

申請セザルトキハ主務大臣ハ定款ノ作

成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲

スコトヲ得

前條ノ規定ニ依ル組合ノ設立アリタル  
トキハ其ノ組合ノ區域内ニ於テ組合員  
タルベキ資格ヲ有スル者ハ其ノ組合ノ  
組合員トス

第十四條 農業保険組合ノ設立アリタル  
トキハ設立ノ登記ヲ爲スベシ  
登記スベキ事項左ノ如シ

一 第十一條第一號乃至第三號、第十  
四號及第十五號ニ掲ゲタル事項

二 事務所

三 成立ノ年月日

四 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタ  
ルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第十五條 農業保険組合ノ組合員ハ命令  
所ニ依リ保險金ノ支拂ニ不足ヲ生ズル  
トキハ保險金額ヲ削減スルコトヲ得

第十六條 農業保険組合ノ組合員タル市  
農會又ハ町村農會及養蠶實行組合ハ其  
ノ地區ガ重複スル場合ニ於テハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ同一地区内ノ同一ノ共  
濟ノ目的ニ付重複シテ組合ノ保険ニ付  
スルコトヲ得ズ

第十七條 農業保険組合ノ組合員ハ命令  
ノ定ムル所ニ依リ第一條第三項ノ共濟  
ノ目的及共濟事故ニ付組織員ニ對シテ  
組合ハ組合員ニ對シ正當ノ事由ナクシ  
テ保険ノ引受ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十八條 農業保険組合ノ組合員ハ定額  
ノ保險料ヲ釀出スルコトヲ要ス  
保險料及保險金額ニ關スル事項ハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 農業保険組合ハ第一條第三項  
ノ共濟ノ目的タル農作物及同項ノ共濟  
ノ目的タル小作料ノ生ズル小作地ノ農  
作物ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ  
割合以上ノ被害アリタル場合ニ限リ其  
ノ被害程度ニ應ジテ定メタル保險金ヲ  
組合員ニ對シ支拂フモノトス

第二十條 農業保険組合ハ命令ノ定ムル  
所ニ依リ保險金ノ支拂ニ不足ヲ生ズル  
トキハ保險金額ヲ削減スルコトヲ得

第二十一條 農業保険組合ノ組合員ハ組  
合ニ釀出スベキ保險料ニ付相殺ヲ以テ  
組合ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十二條 農業保険組合ノ組合員保険  
料ノ拂込ヲ遲滞シタルトキハ組合ハ其  
ノ遅滞期間中ニ生ジタル事故ニ對シテ  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險金ノ全部  
又ハ一部ニ付支拂ノ責ヲ免ルルコトヲ  
得

第二十三條 農業保険組合ノ組合員ハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ第一條第三項ノ共  
濟ノ目的ニ付重複シテ組合ノ保険ニ付  
スルコトヲ得ズ

第二十四條 農業保険組合ノ組合員ハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ第一條第三項ノ共  
濟ノ目的タル農作物及同項ノ共濟ノ目  
的タル小作料ノ生ズル小作地ノ農作物  
ニ付耕作細目書ヲ組合ニ提出スベシ

第二十五條 農業保険組合ハ命令ノ定ムル  
所ニ依リ損害ノ防止ニ關シ必要ナル  
施設ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 農業保険組合ハ組合員ヲシ  
テ損害ノ防止ノ爲特ニ必要ナル處置ヲ  
爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ  
組合員ノ負擔シタル費用ハ組合ノ負擔

第二十七條 農業保険組合ハ損害ノ防止  
又ハ損害ノ評價ノ爲必要アルトキハ何  
時ニテモ組合員ノ組織員ノ耕作スル土  
地ニ立入り又ハ其ノ耕作及收穫ノ狀況  
ヲ調査スルコトヲ得

第二十八條 農業保険組合ハ組合員ハ命  
令ヲ以テ定ムル事故發生シタルトキハ

令ノ定ムル所ニ依リ保險金ノ全部又ハ  
一部ニ付支拂ノ責ヲ免ルルコトヲ得

第二十九條 農業保険組合ノ組合員ノ支  
拂フ共濟金ノ額ハ組合ヨリ支拂ハレタ  
ル保險金ノ額ヲ下ラザルコトヲ要ス

第三十條 農業保険組合ノ組合員ハ第二  
十二条、第二十三條第二項、第二十四  
條第二項、第二十六條第二項又ハ第二  
十八條第三項ノ規定ニ依リ保險金ノ全  
部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケザルトキト雖  
モ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ組織員ノ  
責ニ歸スベキ事由ナキ限り共濟金ヲ支  
拂フコトヲ要ス

第三十一條 耕地ノ所有者ガ農業保険組  
合ノ組合員ヨリ第一條第三項ノ共濟ノ  
目的及其濟事故ニ付共濟金ノ支拂ヲ受  
クルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ共濟  
金ノ額ニ相當スル部分ノ小作料ハ之ヲ  
請求スルコトヲ得ズ

他人ノ土地ニ付耕作ヲ營ム者ガ組合員  
ヨリ第一條第三項ノ共濟ノ目的及共濟  
事故ニ付共濟金ノ支拂ヲ受クルモ之ニ

遲滯ナク其ノ旨ヲ組合ニ通知スベシ  
組合員ハ第一條第三項ノ共濟ノ目的タ  
ル農作物及同項ノ共濟ノ目的タル小作  
料ノ生ズル小作地ノ農作物ニ付共濟金  
トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク  
其ノ旨ヲ組合ニ通知スベシ

組合員前二項ノ規定ニ違反シタルトキ  
ハ組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險金  
ノ全部又ハ一部ニ付支拂ノ責ヲ免ルル  
コトヲ得

第二十五條 農業保険組合ハ定款ノ定ム  
ル所ニ依リ損害ノ防止ニ關シ必要ナル  
施設ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 農業保険組合ハ組合員ヲシ  
テ損害ノ防止ノ爲特ニ必要ナル處置ヲ  
爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ  
組合員ノ負擔シタル費用ハ組合ノ負擔

第二十七條 農業保険組合ハ損害ノ防止  
又ハ損害ノ評價ノ爲必要アルトキハ何  
時ニテモ組合員ノ組織員ノ耕作スル土  
地ニ立入り又ハ其ノ耕作及收穫ノ狀況  
ヲ調査スルコトヲ得

第二十八條 農業保険組合ハ組合員ハ命  
令ヲ以テ定ムル事故發生シタルトキハ

令ノ定ムル所ニ依リ第一條第三項ノ共  
濟ノ目的タル農作物及同項ノ共濟ノ目  
的タル小作料ノ生ズル小作地ノ農作物  
ニ付耕作細目書ヲ組合ニ提出スベシ

第二十九條 農業保険組合ハ損害ノ防止  
又ハ損害ノ評價ノ爲必要アルトキハ何  
時ニテモ組合員ノ組織員ノ耕作スル土  
地ニ立入り又ハ其ノ耕作及收穫ノ狀況  
ヲ調査スルコトヲ得

第三十條 農業保険組合ノ組合員ハ第二  
十二条、第二十三條第二項、第二十四  
條第二項、第二十六條第二項又ハ第二  
十八條第三項ノ規定ニ依リ保險金ノ全  
部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケザルトキト雖  
モ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ組織員ノ  
責ニ歸スベキ事由ナキ限り共濟金ヲ支  
拂フコトヲ要ス

第三十一條 耕地ノ所有者ガ農業保険組  
合ノ組合員ヨリ第一條第三項ノ共濟ノ  
目的及其濟事故ニ付共濟金ノ支拂ヲ受  
クルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ共濟  
金ノ額ニ相當スル部分ノ小作料ハ之ヲ  
請求スルコトヲ得ズ

他人ノ土地ニ付耕作ヲ營ム者ガ組合員  
ヨリ第一條第三項ノ共濟ノ目的及共濟  
事故ニ付共濟金ノ支拂ヲ受クルモ之ニ

遲滯ナク其ノ旨ヲ組合ニ通知スベシ  
組合員ハ第一條第三項ノ共濟ノ目的タ  
ル農作物及同項ノ共濟ノ目的タル小作  
料ノ生ズル小作地ノ農作物ニ付共濟金  
トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク  
其ノ旨ヲ組合ニ通知スベシ

組合員前二項ノ規定ニ違反シタルトキ  
ハ組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險金  
ノ全部又ハ一部ニ付支拂ノ責ヲ免ルル  
コトヲ得

第二十五條 農業保険組合ハ定款ノ定ム  
ル所ニ依リ損害ノ防止ニ關シ必要ナル  
施設ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 農業保険組合ハ組合員ヲシ  
テ損害ノ防止ノ爲特ニ必要ナル處置ヲ  
爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ  
組合員ノ負擔シタル費用ハ組合ノ負擔

第二十七條 農業保険組合ハ損害ノ防止  
又ハ損害ノ評價ノ爲必要アルトキハ何  
時ニテモ組合員ノ組織員ノ耕作スル土  
地ニ立入り又ハ其ノ耕作及收穫ノ狀況  
ヲ調査スルコトヲ得

第二十八條 農業保険組合ハ組合員ハ命  
令ヲ以テ定ムル事故發生シタルトキハ

令ノ定ムル所ニ依リ第一條第三項ノ共  
濟ノ目的タル農作物及同項ノ共濟ノ目  
的タル小作料ノ生ズル小作地ノ農作物  
ニ付耕作細目書ヲ組合ニ提出スベシ

因リ其ノ土地ニ付權利ヲ有スル者トノ間ノ権利義務ニ影響ヲ及ボスコトナシ

第三十二條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ農業保險組合ヲシテ組合員ノ第一條第三項ノ共濟ノ目的及共濟事故ニ關スル共濟金支拂ノ義務ニ代ヘ組合員ノ組織員ニ對シ保険金ヲ支拂ハシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ組合ハ組合員ニ對スル保険金支拂ノ義務ヲ免ル

第三十三條 農業保險組合ノ組合員ガ第

一條第三項ノ共濟ノ目的及共濟事故ニ付支拂フ共濟金ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十四條 農業保險組合ヨリ保険金ノ支拂ヲ受クル權利及組合ノ組合員ヨリ共濟金ノ支拂ヲ受クル權利ハ之ヲ譲渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三十五條 商法第三百九十七條、第三百九十九條、第四百條、第四百三條第一項及第四百十七條ノ規定ハ農業保險ニ之ヲ準用ス

第九條及商法第四百十七條ノ規定ハ農業保險組合ノ組合員ガ第一條第三項ノ共濟ノ目的及共濟事故ニ關シ共濟事業又ハ共濟施設ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 農業保險組合ハ保険事業ヲ行フノ外命令ノ定ムル所ニ依リ總會ノ議決ヲ經行政官廳ノ認可ヲ受ケ共濟基金ヲ積立テ組合員ニ對シ共濟金ノ交付ヲ爲ス事業ヲ行フコトヲ得

第九條及第三十四條並ニ商法第四百十

七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テハ組合員ノ組合ヨリ交付セラル共濟金ヲ組織員ニ交付スル爲之ニ關スル規程ヲ設ケ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第九條、第二十九條及第三十三條並ニ商法第四百十七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ基キ組合員ガ共濟金ノ交付ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條 農業保險組合ニハ理事及監事ヲ置ク

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員タル法人ノ役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ設立當時ノ理事及監事ハ第三十八條ノ場合ヲ除クノ外創立總會ニ於テ組合員タルベキ資格ヲ有スル法人ノ役員ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ組合ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ前項ニ該當セザル者ヨリ理事又ハ監事ヲ選任スルコトヲ得

第三十八條 主務大臣第十二條第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ農業保險組合ノ理事及監事ヲ命ズ

第三十九條 理事ハ定款及總會ノ決議ヲ各事務所ニ備置キ且命令ノ定ムル所ニ依リ組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備置クベシ

第四十條 理事ハ通常總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財產目錄、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及剩餘金處分案又ハ不足金填補案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ

主タル事務所ニ備フベシ

第四十一條 農業保險組合ノ組合員及組合ノ債權者ハ前二條ノ書類ノ閲覽ヲ求

ムルコトヲ得

第四十二條 農業保險組合ト理事トノ利

益相反スル事項ニ付テハ監事組合ヲ代表ス

第四十三條 農業保險組合ノ組合員ハ總會ニ於テ各一箇ノ議決權ヲ有ス但シ定期款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ一ヲ超エザル範圍内ニ於テ二箇以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第四十四條 農業保險組合ノ組合員ハ書面又ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

第四十五条 總會ノ招集ノ手續又ハ決議

ニ之ヲ準用ス

第五十条 第三十六條第一項ノ共濟基金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農業保險組合

ノ每事業年度ノ剩餘金ノ一部及組合員ヨリ徵收シタル共濟掛金ヲ以テ之ニ充ツ

前項ノ共濟基金ハ共濟金又ハ前條ノ拂戻金ノ支拂其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ他ノ費用ニ充ツルコトヲ得ズ

第五十一條 農業保險組合ハ組合員タル

六十三條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條 農業保險組合ノ事業年度ハ一年トス

第四十七條 農業保險組合ハ毎事業年度ノ終ニ於テ存スル農業保險ニ付命令ノ定期ムル所ニ依リ責任準備金ヲ積立ツベシ

第四十八條 農業保險組合ハ不足金ノ填補ニ備フル爲毎事業年度ノ剩餘金中ヨリ命令ノ定期ムル所ニ依リ準備金ヲ積立ツベシ

第四十九條 農業保險組合ノ組合員命令ノ定期ムル所ニ依リ一定年間自己ノ責ニ歸すべき事由ナクシテ組合ヨリ保険金ノ支拂ヲ受ケザルトキ又ハ支拂ヲ受ケタル保険金ガ一定額ニ満タザルトキハ組合ハ組合員ニ對シ保険料ノ一部ニ相當スル金額ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

第五十条 第三十六條第一項ノ共濟基金ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ農業保險組合

ノ每事業年度ノ剩餘金ノ一部及組合員ヨリ徵收シタル共濟掛金ヲ以テ之ニ充

前項ノ共濟基金ハ共濟金又ハ前條ノ拂戻金ノ支拂其ノ他命令ヲ以テ定期ムル場合ヲ除クノ外之ヲ他ノ費用ニ充ツルコトヲ得ズ

資格ヲ有スル者ニ對シ正當ノ事由ナク  
シテ組合員ト爲ルコトヲ拒ムコトヲ得  
ズ

第五十二條 農業保険組合ノ組合員タル  
法人ニ付合併又ハ分割アリタルトキハ  
合併後存續スル者ニシテ組合員タラザ  
ルモノ又ハ合併若ハ分割ニ因リテ設立  
シタル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ組合  
ニ加入シタルモノト看做ス

第五十三條 地區ノ重複スル市農會又ハ  
町村農會及養蠶實行組合ハ協議ノ上主  
務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ一方ガ農業保険及第三十六條  
第一項ノ規定ニ依ル事業ニ關シテ有ス  
ル權利義務ヲ承繼スルコトヲ得

第五十四條 農業保険組合ノ組合員ハ左  
ノ事由ニ因リテ組合ヨリ脱退ス

一 第一條第三項ノ共濟ノ目的及共濟  
事故ニ關スル共濟事業又ハ共濟施設  
ノ廢止

二 解散又ハ合併若ハ分割ニ因ル消滅  
第五十五條 農業保険組合ノ組合員ハ組  
合ヲ脱退シタルトキト雖モ脱退ノ日ノ  
屬スル事業年度ノ保険金額ノ削減ニ關  
シテハ其ノ義務ヲ免ルルコトヲ得ズ

第五十六條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依  
リ農業保険組合ノ組合員ノ支拂フベキ  
保險料ノ一部ヲ負擔ス

第五十七條 行政官廳ハ農業保険組合ニ  
對シ組合ノ事業又ハ財產ニ關スル報告  
ヲ爲サシメ、組合ノ事業又ハ財產ノ狀

況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令  
ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 農業保険組合ノ事業若ハ財  
產ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難  
ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行為若ハ  
決議ガ法令若ハ定款ニ違反シ其ノ他公  
益ヲ害スルノ虞アルトキハ行政官廳ハ  
決議ヲ取消シ、理事若ハ監事ヲ解任シ、  
組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ  
命ズルコトヲ得

第五十九條 農業保険組合ハ左ノ事由ニ  
因リテ解散ス

一 定款ニ定タル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 組合ノ合併

四 組合ノ破産

五 行政官廳ノ解散ノ命令  
解散及合併ノ決議ニ關シ必要ナル事項  
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十條 農業保険組合ガ合併ノ決議ヲ  
爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週  
間以内ニ財產目錄及貸借對照表ヲ作ル  
ベシ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債権者ニ對  
シ異議アラバ一定期間内ニ之ヲ述ブベ  
キ旨ヲ定款ノ定ムル方法ニ從ヒ公告シ且  
知レタル債権者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ  
但シ其ノ期間ニ二月ヲ下ルコトヲ得ズ  
債権者前項ノ期間内ニ合併ニ對シテ異

議ヲ述ベザリシトキハ之ヲ承認シタル  
モノト看做ス

債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ組合ハ  
合併前之ニ對シ辨済ヲ爲シ又ハ相當ノ  
擔保ヲ供スベシ

第二項又ハ前項ノ規定ニ違反シテ爲シ  
タル合併ハ之ヲ無效トス

第六十一條 農業保険組合ガ解散シタル  
トキハ合併ノ場合ヲ除クノ外保険關係  
ハ終了ス

前項ノ場合ニ於テハ組合ハ未ダ經過セ  
ザル期間ニ對スル保險料ヲ拂戻スベシ

第六十二條 農業保険組合ガ解散シタル  
トキハ合併及破産ニ因ル場合ヲ除クノ  
外清算人ノ氏名及住所並ニ解散ノ原因  
及年月日ノ登記ヲ爲スベシ但シ行政官  
廳ノ命令ニ因リ解散シタルトキハ解散  
外清算人ノ氏名及住所並ニ解散ノ原因  
ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ爲スコト  
ヲ要セズ

第六十三條 行政官廳農業保険組合ノ解  
散ヲ命ジタルトキハ解散ノ原因及其ノ  
年月日ノ登記ヲ囑託スベシ

前項ノ規定ニ依リ登記シタル事項中ニ  
變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲ス  
ベシ

第六十四條 設立ノ登記ハ理事及監事ノ  
全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款並ニ理事及監事ノ資格  
ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

合併ニ因ル設立ノ登記ニハ前項ノ書面  
ノ外合併ニ關スル總會ノ決議錄ヲ添附

第六十五條 事務所ノ新設、移轉其ノ他  
登記事項ノ變更ノ登記ハ理事、其ノ職  
務ヲ行フ監事又ハ清算人ノ申請ニ依リ  
テ之ヲ爲スベシ但シ合併ニ因ル變更ノ  
登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リ  
テ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面  
及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附  
ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面  
ヲ添附スルコトヲ要セズ

第六十六條 合併ニ因ル解散ノ登記ハ解  
散シタルトキノ理事及監事ノ全員ノ申  
請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

第六十七條 民法第四十四條第一項、第  
四十五條第二項第三項、第四十八條、  
第五十條、第五十二條第二項、第五十三  
條乃至第五十五條、第五十九條、第六  
十條、第六十一條第一項、第六十二條、  
第六十四條、第六十六條、第七十條及  
第七十三條乃至第八十三條、非訴事件  
手續法第三十五條第二項、第三十六條、  
第三十七條ノ二、第一百二十二條、第一百  
三十六條乃至第一百三十八條、第一百四十  
二條乃至第一百五十一條ノ六、第一百五十  
四條乃至第一百五十七條、第一百七十五條、  
第一百七十六條、第一百七十八條及第一百九

十五條ノ二竝ニ産業組合法第二十三條、第二十七條、第二十八條、第三十

一條、第三十三條、第三十四條ノ二第

二項、第三十六條、第三十九條、第六十五條、第六十六條第一項、第六十七

條、第七十條、第七十四條ノ二第一項、

第九十六條、第九十七條及第百四條ノ

規定ハ農業保險組合ニテ準用ス但シ

民法第四十五條第三項、第四十八條第

一項及第七十七條ノ規定中一週間トアルハ三週間トシ産業組合法第二十八條

(同法第三十九條ニテ準用スル場合ヲ含ム)中四分ノ三トアルハ三分ノ二

トシ同法第三十九條及第六十五條中地

方長官トアルハ行政官廳トス

第二章 農業再保險

第六十八條 本法ニ依ル農業保險ノ再保險事業ハ農業保險組合聯合會及政府之ヲ行フ

第六十九條 農業保險組合ハ農業保險組合聯合會ヲ設立スベシ

聯合會ノ區域ハ道府縣ノ區域ニ依ル

第七十條 農業保險組合ハ農業保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ再保險金ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ任ゼズ

第七十四條 左ノ場合ニ於テハ農業保險組合聯合會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ再保險金ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ任

ノ旨ヲ通知スベシ

聯合會ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ對シテ其ノ旨ヲ通知スベシ

聯合會ヲ設立スベシ

聯合會ノ区域ハ道府縣ノ區域ニ依ル

第七十一條 農業保險組合ハ農業保險ノ再保險關係成立スルモノトス

ノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

農業保險組合聯合會ノ行フ再保險ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ元受保險金額ノ一定割合ニ相當スル金額トシ政

府ノ行フ再保險ニ在リテハ勅令ノ定ム

ル所ニ依リ聯合會ノ總再保險金額中異常災害ニ對應スル金額トス

再保險料ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ農業保險組合聯合會ノ農業保險組合ニ對スル支拂再保險金ガ聯合會ノ總再保險金額中ノ一定額ヲ超過シタル場合ニ於テ再保險金ヲ支拂フモノトス

第七十三條 農業保險組合ハ農業保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ農業保險組合聯合會ニ對シテ其ノ旨ヲ通知スベシ

聯合會ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ對シテ其

ノ旨ヲ通知スベシ

聯合會ハ左ノ場合ニ於テハ農業保險

組合聯合會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ再

保險金ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ任

ゼズ

第七十四條 左ノ場合ニ於テハ農業保險組合聯合會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ再保險金ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ任

ノ旨ヲ通知スベシ

聯合會ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ對シテ其

ノ旨ヲ通知スベシ

聯合會ヲ設立スベシ

聯合會ノ区域ハ道府縣ノ區域ニ依ル

第七十一條 農業保險組合ハ農業保險ノ再保險關係成立スルモノトス

ノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

聯合會ト組合トノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

シタルトキハニ因リテ政府ト聯合會ト

ノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

第七十一條 農業再保險ノ再保險金額ハ

六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條、非訟事件手續法第三十五條第二項、第

三十六條、第三十七條ノ一、第二十

二條、第二百三十六條乃至第二百三十八條、第二百四十二條乃至第二百五十一條ノ六、

第二百五十四條乃至第二百五十七條、第二百七十五條、第二百七十六條、第二百七

十八條及第二百九十五條ノ二竝ニ産業組合法第二十三條、第二十七條、第二十

八條、第三十一條、第三十三條、第三十四條ノ二第二項、第三十六條、第三

十九條、第六十五條、第七十條、第七十一條ノ二第一項、第九十六條、第九十七條及第二百四條ノ規定ハ農業保險組合

聯合會ニテ準用ス但シ民法第四十五

條第三項、第四十八條第一項及第七十

七條ノ規定中一週間トアルハ三週間ト

シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

農業再保險審查會及道府縣農業再保險

審查會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十八條 第三條、第五條、第七條乃至第十二條、第十三條第一項、第十四

條、第三十七條乃至第四十八條、第五

十七條乃至第五十九條、第六十一條乃

至第六十三條、第六十四條第一項、第十四

條、第三十七條乃至第四十八條、第五

十八條乃至第五十九條、第六十一條乃

至第六十五條、第六十四條第一項、第十一

條、第四十五條第二項第三項、第四十

八條、第五十條、第五十二條第二項、第五

十三條乃至第五十五條、第五十九

條、第六十條、第六十一條第一項、第

四十一條乃至第五十六條、第五十九

條、第五十條、第五十二條第二項、第五

九條、第四百條及第四百十七條ノ規定

ハ農業再保險ニ之ヲ準用ス

### 第三章 罰則

第七十九條 左ノ場合ニ於テハ農業保險組合又ハ農業保險組合聯合會ノ理事、監事又ハ清算人ヲ五圓以上五百圓以下

ノ過料ニ處ス  
一本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ  
三 行政官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ  
四 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令若ハ處分ニ從ハゼルトキ

第五條 第二項（第七十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シタル者八十圓以上二百圓以下ノ過

第八十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣伯爵有馬賴寧君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（伯爵有馬賴寧君）只今議題トナッテ居リマスル農業保險法案ニ付テ御説明ヲ致シタルトキ

六 組合又ハ聯合會ノ目的ニ非ザル事業ヲ爲シタルトキ

七 本法ニ依リ事務所ニ備置クベキ書類ヲ備ヘズ、其ノ書類ニ記載スペキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

八 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ

九 第四十七條（第七十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）第五十條及第六十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十 本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

テ辨済ヲ爲シ又ハ組合財產ノ處分ヲ爲シタルトキ

十一 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

十二 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

十三 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

十四 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

十五 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

十六 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

十七 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

十八 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

十九 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

二十 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

二十一 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

二十二 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

二十三 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

二十四 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

二十五 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

二十六 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

二十七 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

二十八 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

二十九 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

三十 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

三十一 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

三十二 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

三十三 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

三十四 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

三十五 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

三十六 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

三十七 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

三十八 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

三十九 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

四十 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

ク、一戸當リ耕作面積ハ一町歩餘ニ過ギズ、從ツテ農家ノ經濟モ餘裕少ク、彈力性ヲ缺イテ居ルノデアリマス、一タビ災害ガ發生致シマシタ場合、其ノ損失ニ堪ヘルコトナル譯デアリマス、即チ農家ノ收入源泉ガ失ハル、爲、翌年ノ農業生産ニ支障ヲ來シ、農業生産力ニ影響スル所大ナルモノガアリ、又農家ノ負債ヲ增加セシムルコトトモナルノデアリマス、政府ト致シマシテモ從來災害ガ廣範圍ニ瓦リ、又ハ被害程度ガ著シイ場合ニハ、其ノ都度各種ノ救濟ヲ行ッテ來テハ居リマスガ、年々之ヲ臨機應急ノ措置ノミニ委ネマスコトハ、何ト申シテモ不十分ト言ハネバラヌノデアリマシテ、現下ノ農村事情ニ鑑ミ、農業灾害ニ對シテハ之ガ救濟施設ニ付制度化シテ置キマスコトガ極メテ緊要ト考ヘラル、ノデアリマシテ、一此ノ爲ニ今般農業保險制度ヲ樹立シテ、一定灾害ニ因ル損害ノ補填輕減ヲ圖リ、農業經營、農家經濟ヲ安定セシメ、以テ農業生産力ノ維持増進ト、農村ノ經濟更生トニ資本ト、農作物ノ灾害ハ、年々全國ニ亘ツテ頻繁シ、其ノ損害額モ頗ル多額ニ上ツテ居ル實情デアリマス、之ヲ過去ノ統計カラ見マスルト、農作物ノ灾害ノミニ付テ見マシテモ、シ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閲覽ヲ拒ミタルトキ

シタノデアリマス、更ニ農業保險ノ再保險事業ハ、農業保險組合ノ組織スル農業保險組合聯合會ヲシテ之ヲ行ハシムルコトトマス、以上ハ本案提出ノ理由ノ大體デアリ行フ再保險ニ對シマシテハ、政府ガ更ニ再保險事業ヲ行フコトト致シテ居ルノデアリマス、何卒御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望スル次第デアリマス

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ

農業保險法案ハ、重要ナル法案デアリマスルガ故ニ、此ノ特別委員ノ數ヲ十八名トシ、

マスガ、何卒御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望スル次第デアリマス

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ

農業保險法案ハ、重要ナル法案デアリマスルガ故ニ、此ノ特別委員ノ數ヲ十八名トシ、

マスガ、何卒御審議アラムコトヲ希望スル次第デアリマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長（伯爵松平賴寧君） 戸澤子爵ノ勤議

ニ御異議ゴザイマセヌカ

○子爵秋田重季君 賛成

○議長（伯爵松平賴寧君） 戸澤子爵ノ勤議

ニ御異議ゴザイマセヌカ

シタノデアリマス、更ニ農業保險ノ再保險事業ハ、農業保險組合ノ組織スル農業保險組合聯合會ヲシテ之ヲ行ハシムルコトトマス、以上ハ本案提出ノ理由ノ大體デアリ行フ再保險ニ對シマシテハ、政府ガ更ニ再保險事業ヲ行フコトト致シテ居ルノデアリマス、何卒御審議アラムコトヲ希望スル次第デアリマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第三、東洋拓殖株式會社法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長肝付男爵

東洋拓殖株式會社法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十三年三月二十二日

委員長 男爵肝付 兼英

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

○男爵肝付兼英君 只今上程致サレマシク

東洋拓殖株式會社法中改正法律案ノ特別委員ノ審議ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、特別委員會ハ前後二回開カレ、慎重ニ審議ヲ致シマシタ、本法案ノ要旨ハ東洋拓殖株式會社ノ經營ノ進展ニ伴ヒマシテ、同社ニ副總裁竝ニ參與理事ヲ設置致シマシテ、東洋拓殖債券ノ發行ノ限度ヲ拂込資本金ノ十倍ヨリ十五倍迄ニ擴張セムトスルノデアリマシテ、其ノ他營業地域ニ關シマスル規定等ニ付テ若干ノ修正削除ヲ爲サムトスルノデゴザイマスルガ、本法案ニハ、衆議院レタノデゴザイマス、即チ「東洋拓殖株式會社ノ總裁及副總裁ハ監督官廳ノ官吏ヨリ任定等ニ付テ若干ノ修正削除ヲ爲サムトスルニ於キマシテ次ノヤウナ附帶決議ガ附セラレタノデゴザイマス、即チ「東洋拓殖株式會社ノ總裁及副總裁ハ監督官廳ノ官吏ヨリ任命スルコトヲ避クヘシ」ト云フノデゴザイマス、次ニ本法案ニ關シマスル質疑應答ノ要點ニ付テ概略ヲ申上ゲマスルト、先ツ第一條ノ營業地域ニ關スル現行規定「朝鮮及

外國」トゴザイマスルヲ、「朝鮮及内地以外ノ地域」ト改正致サレマスル結果ハ、會社ノ營業地域ガ臺灣、樺太、關東州及南洋群島ニモ擴張セラルベキモノト考ヘラレルガ、斯クノ如ク改正ヲ爲サルノハ如何ナル御趣旨ニ基クモノデアルカトノ御質問ニ對シマシテハ、關東州及南洋群島ニ付キマシテハ、既ニ營業地域トシテノ認可済デゴザイマシテ、樺太ニ付キマシテハ、同地ノ實情ニ鑑ミマシテ、之ガ進出ニ付キマシテハ十分考慮致シテ見タイ考デアル、又臺灣ニ付キマシテ先年臺灣拓殖株式會社ガ設立セラレマシタノデ、強ヒテ東洋拓殖株式會社ヲシテ進出セシムル必要ハナイ旨ノ御答辯ガゴザイマシタ、次ニ東洋拓殖株式會社ノ今後主トシテ進展スペキ地域ハ如何デアルカ、又北支那開發株式會社等ガ設立セラル、趣デアルガ、是等ノ新設會社トノ關係ハ如何デアルカトノ御質問ニ對シマシテハ、東洋拓殖株式會社ハ今後朝鮮ヲ主體トシ、滿洲、北支那ノ方面ニ營業ノ主力ヲ注グ方針デゴザイマシテ、北支那ニ於キマシテハ、北支那開發株式會社ヲ中心トスル國策ノ線ニ副ヒマシテ、各種拓殖事業ノ進展ニ寄與セムトスル旨ノ御答辯ガゴザイマシタ、次ニ東洋拓殖株式會社ヲシテ未拂込株金ヲ徵收セシムルノ意思ガナイカトノ御質問ニ對シマシテハ、東洋拓殖株式會社ノ業績ハ最近躍進的ノ發展ヲ遂ゲマシテ、將來更ニ良好ナル決算ヲ爲シ得ルコト豫想セラレマスルノデ、遠カラズ拂込ノ徵收ヲモ行ヒ得ルコトヲ考

ヘマスルガ、同社ノ現行配當率ハ年五分デゴザイマシテ、一般金融界ノ情勢カラ見マシテ、此ノ程度ノ配當率ヲ以テシテハ此ノシテハ、關東州及南洋群島ニ付キマシテハ、既ニ營業地域トシテノ認可済デゴザイマシテ、樺太ニ付キマシテハ、同地ノ實情ニ鑑ミマシテ、之ガ進出ニ付キマシテハ十分考慮致シテ見タイ考デアル、又臺灣ニ付キマシテ先年臺灣拓殖株式會社ガ設立セラレマシタ、又東洋拓殖株式會社ハ、過去ニ居リマスルガ、政府ハ今後如何ナル監督方針ヲ執ラレル御考デアルカトノ質問ニ對シマシテハ、拓殖大臣ヨリ同社ノ不良貸付ハ殆ド整理ヲサレマシタガ、今後トモ十分厳重ニ監督スル旨ノ御答辯ガゴザイマシタ、其ノ他政府委員ヨリハ、會社ノ營業狀態、投資ノ現狀等ニ付キマシテ、詳細ニ數字ヲ舉ゲテノ御説明ガゴザイマシタガ、是等ノ點ハ省略ヲ致シマス、最後ニ副總裁ノ任免ニ關聯致シマシテ衆議院ノ附帶決議モアリ、又貴族院ノ本會議ニ於キマスル恩給金庫法案決議ノ際ノ意見モゴザイマスルシ、政府ノ任免ニ關シマシテハ、十分本會議ニ於ケル前記ノ決議ヲ尊重セラル、ヤ否ヤト云フ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○子爵植村家治君 賛成  
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵植村家治君 賛成  
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二

讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
ノ圓滑ナル運用ヲ期シタイトノ説明ガゴザイマシタ、又東洋拓殖株式會社ハ、過去ニ居リマスルガ、政府ハ今後如何ナル監督方針ヲ執ラレル御考デアルカトノ質問ニ對シマシテハ、拓殖大臣ヨリ同社ノ不良貸付ハ殆ド整理ヲサレマシタガ、今後トモ十分厳重ニ監督スル旨ノ御答辯ガゴザイマシタ、其ノ他政府委員ヨリハ、會社ノ營業狀態、投資ノ現狀等ニ付キマシテ、詳細ニ數字ヲ舉ゲテノ御説明ガゴザイマシタガ、是等ノ點ハ省略ヲ致シマス、最後ニ副總裁ノ任免ニ關聯致シマシテ衆議院ノ附帶決議モアリ、又貴族院ノ本會議ニ於キマスル恩給金庫法案決議ノ際ノ意見モゴザイマスルシ、政府ノ任免ニ關シマシテハ、十分本會議ニ於ケル前記ノ決議ヲ尊重セラル、ヤ否ヤト云フ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通ニ於キマス  
○子爵植村家治君 賛成  
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵植村家治君 賛成  
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二

リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第四、職業  
紹介法改正法律案、政府提出、衆議院送  
付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長岩倉  
公爵

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十三年三月二十二日  
委員長 公爵岩倉 具榮

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

〔公爵岩倉具榮君演壇ニ登ル〕

○公爵岩倉俱鎌君 只今議題トナリマシタ  
職業紹介法改正法律案ノ、特別委員會ニ於  
ケル審議ノ經過並ニ其ノ結果ヲ御報告申上  
ゲマス、本案ニ付キマシテハ去ル三月十八  
日ヨリ三回ニ瓦リマシテ特別委員會ヲ開キ、  
審査致シタノデゴザイマス、本法律案ハ勞  
務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲、政府ニ於テ職  
業紹介事業ヲ掌管致シマスト共ニ、原則  
且職業紹介類似ノ事業等ヲ規制セムトスル  
モノデアリマシテ、委員會ニ於キマシテハ  
各委員ヨリ立法ノ趣旨並ニ運用ノ方針等ニ  
關シマシテ種々質疑ガアリマシタ外、逐條  
の仔細ニ質疑應答が行ハレタノデアリマ  
ス、以下簡單ニ主ナル事項ニ付テ申上ゲマ

スレバ、先づ第一ニ、國營職業紹介所ノ取  
扱範圍ニ付テ、國營紹介所ハ產業ニ對スル  
勞務者ノ紹介トカ、退營者ノ就職斡旋トカ

云フヤウナ大量ノモノヲ取扱フベキデ、各  
家庭ノ使用スル戸内使用人ノ如キハ、民間  
ノ業者ニ委セルノガ適當デハナイカ、是等  
ノモノハ第十五條ニ於テ第二條ノ適用カラ  
除外スル職業ノ中ニ含メテハドウカト云フ  
ヤウナ質問ガアツクノデアリマスガ、之ニ對  
シテ政府ハ、戸内使用人等ハ現在市町村ノ  
職業紹介所デ取扱ツテ居ルノデアリマシテ、  
之ヲ原則的ニ民間ニ委ネルコトハ適當デナ  
イ、第十五條ニ於テ除外セムトスルモノハ、  
現行法ニ於テモ除外サレテ居ル藝妓、酌婦  
及之ニ類スル者ニ限ル方針デアルトノ答辯  
デアリマシタ、第二ニ、職業紹介網ハドノ  
程度ニ分布セシムルカト云フ、御尋ガアツク  
ノデアリマスルガ、政府ハ全國権要ノ地ニ  
四百箇所ノ職業紹介所ヲ設置スルノデアッ  
テ、大體人口二十萬人ニ付一箇所ノ割合ニ  
ナルノデアルガ、地方民ニ不便ヲ與ヘナイ  
ヤウニ、必要ニ應ジテ出張所ヲ設ケル考テ  
アルト云フ答辯デアリマシタ、第三ニ、職  
業紹介所ニ關スル經費ヲ地方費ニ負擔セシ  
メル場合ノ負擔割合、及ビ之ヲ市町村ニ分  
擔セシムル場合ノ分擔割合等ニ付テ質問ガ  
アツクノデアリマスガ、政府ハ職業紹介所ニ  
モノヲ道府縣ニ負擔セシメ、道府縣ガ之ヲ  
市町村ニ分擔セシムトスル時ハ、其ノ分  
擔ヲ命ズル市町村ノ範圍並分擔額ニ付テ、

主務大臣ノ認可ヲ受ケシメル考デアルトノ答  
辯ガアツクノデアリマス、第四ニ、第十五條ニ於  
テ、藝妓、酌婦等ノ職業紹介ハ本法カラ除外  
サレテ居ルガ、是等ニ對シテハ別ニ保護ノ

途ヲ講ズル考ガアルカト云フ質問ガアツクノ  
デアリマスガ、政府ハ之ニ對シテ現在廳府  
縣令デ定メラレテ居ル人事周旋業取締規則  
ヲ改正スル等、之ガ保護ニ付テ十分考慮スル  
ト云フ御答辯ガアツクノデアリマス、第五ニ  
本法ノ實施ニ依リ民間ノ職業紹介事業ヲ特  
ニ壓迫シテ、之ヲ廢止セシムルノデハナイ  
カト云フ質問ガアツクノデアリマスガ、政府  
ハ營利職業紹介事業ニ付テハ從來通りノ態  
度ヲ以テ臨ムノデアツテ、特ニ壓迫ヲ加ヘテ  
廢止セシメル考ハナイト云フ御答辯デアリ  
マシタ、第六ニ、職業紹介所ヲ國營トシタ  
結果、其ノ取扱ガ所謂御役所式ニナッテ、民  
衆ノ利便ニ即シナイヤウニナッテハ困ルガ、  
之ニ付テ特別ニ考慮ヲ拂ツテ居ルカト云フ  
シテ政府ハ、之ガ取扱ニ當ル職員ノ養成、  
訓練ニ十分注意シテ、遺憾ナキヲ期スル考  
デアルト云フ答辯デアリマシタ、次イデ質  
疑ヲ終ツテ討論ニ入リマシタガ、二三ノ委員  
カラ、政府ガ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ルコト  
ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り  
デ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵植村家治君 贊成  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ本案ノ第三讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵植村家治君 贊成  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵植村家治君 贊成  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第五、飼料配給統制法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長増山子爵

飼料配給統制法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十三年三月二十二日

委員長 子爵増山 正興

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

○子爵増山正興君演壇ニ登ル  
只今上程ニ相成リマシ

タ飼料配給統制法案特別委員會ノ經過竝ニ  
結果ニ付テ御報告ヲ申上ダマス、本委員會  
ハ前後二回開會致シマシテ、最初ニ政府力  
ラ詳細ナル御説明ガゴザリマシタガ、是ハ  
過日本議場ニ於キマシテ農林大臣ノ御説明  
モアックコトゴザイマスルカラ、重ネテ茲  
ニ申上ゲルコトハ省略致シタイト存ジマス、  
本委員會ニ於キマシテハ、各委員カラ熱心  
且適切ナル御質疑ガゴザイマシテ、之ニ對  
シテ政府當局ノ詳細懇切ナル答辯ガアツ  
ノデアリマス、其ノ質疑應答ノ概要ヲ極メ  
テ簡単ニ御報告申上ダマス、先づ第一ニ、

本法ノ有效期間ヲ五箇年トシタ理由茲ニ同  
期間經過後ニ於ケル見込ハ如何ト云フ質問

ニ對シマシテハ、内地ノ飼料政策ニ協力ス  
ル所ノ滿洲國ノ產業開發計畫トノ關係モア  
リ、又現下ノ飼料事情ガ事變關係ニ因ル特  
殊ノ影響モアリマスル爲ニ、一應現下ノ事  
態ヲ基礎トシテ立法シタモノデアリマスルカ  
ヲ、五箇年後ニ於テハ更ニ其ノ時ノ實情ニ  
合スルヤウ、適切ナル方法ヲ採ル考デアル  
ト云フ答辯ゴザリマシタ、第二ニ、統  
制機構ニ付テ日本側ノ機關ノミ完備シテ  
モ、滿洲國側ニ於テハ如何ニ統制スルノデ  
アルカト云フ御質問ニ對シマシテ、滿洲國  
モ大體日本側ノ機關ト同趣旨ノモノヲ造ツ  
テ統制供給ヲ致スノデアル、貨物ノ集聚等  
ニ付テハ農事合作者ガ大イニ協力スルノデ  
アルト云フ答辯ゴザリマシタ、第三ニ、  
此ノ統制會社ハ如何ニシテ成立セシメ、又  
其ノ構成分子ハ如何ナルモノヲ以テスルノ  
カ、更ニ株主以外ノ飼料營業者ハドウナル  
ノデアルカト云フ御質問ニ對シマシテハ、  
民間業者モ政府ノ意向ヲ能ク了解シ、政府  
モ亦民間ノ考ヲ十分ニ微シマシタ上デ、本  
案ヲ提出スルコトニ決シタノデアリマスル  
カラ、統制會社ハ近ク業者ニ依リマシテ自  
發的ニ設立サレルモノデアル、其ノ株主ハ  
從來ノ飼料輸入業者、製造業者、全購聯等  
ノ主ナル飼料取扱業者ヲ網羅シテ居ルノデ  
アリマシテ、其ノ取扱ノ飼料ハ株主タルト  
否トヲ問ハズ、從來ノ業績ヲ慎重ニ考慮シ  
テ配給ノ割當ヲ行ヒ、生業保全ニ遺憾ナキ

ヤウニシタイト云フコトデゴザリマシタ、  
第四ニ、此ノ會社ガ獨占的專賣的性質ノ事  
業ヲ行フコトニ依ツテ、自然獨占價格ヲ貪ル  
弊害ニ陥ラヌヤウニスルコト、法律規則  
ハ如何ニ完備シマシテモ實績ハ其ノ運用如  
何ニ依ルノデアル、殊ニ會社ノ人的要素タ  
ル中心人物、會社要路ノ幹部等ノ選任ハ、  
重大ナ關係ガアルノデアルカラ、之方監督

等ニ對スル政府ノ所見如何ト云フ御質問ニ  
對シマシテハ、統制會社ニ對スル監督ハ最  
モ嚴重ニ行ヒマシテ、價格ニ於テモ、人ニ  
付テモ、十分ナル注意ヲ致シテ法ノ運用茲  
會社ノ運營等ニ付テ御期待ニ背カヌヤウニ  
スルト云フ御答辯ゴザリマンタ、最後ニ  
滿洲國ノ飼料供給力ハ日本ニ對シテ十分デ  
アルノカ、又内地ノ增産ハ見込ガアルノカ  
ト云フ御質問ニ對シマシテハ、今年度ハ滿  
洲國ノ供給タケデハ十分トハ言ヘナイケレ  
ドモ、可ナリノ供給ガ期待出來ルシ、又内  
地ノ增産ニ付キマシテハ豫算ニモ計上シテ  
アリマスルガ、尙十分ノ供給ヲ確保スル爲  
ニハ、將來モ相當多量ノ輸入ヲ必要トスル  
ト云フ答辯ゴザリマシタ、此ノ外色々質  
疑應答ガゴザイマシタガ、詳細ノコトハ速  
記録ニテ御承知ヲ願ヒマス、斯クシテ討論  
ニ入リマシタガ、別ニ御意見モナク、採決  
ノ結果全會一致ヲ以チマシテ原案通り可決  
致サシマシタ、御報告ヲ終リマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
スマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第六、支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長大森男爵

支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル法律案、右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月二十二日

委員長 男爵大森 佳一

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

○男爵大森佳一君 演壇ニ登ル

只今上程ニナッテ居リ  
マス支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル法律案、御付託ニ依リマシテ先日來委員會デ十分ノ審議ヲ遂ゲマシタ上デ、昨日本案ハ原案ノ通り可決ヲ致シマスルコトニ相成リマンタ、茲ニ其ノ要領ダケヲ御報告ヲ申上ゲタイト思ヒマス、此ノ法案ハ元衆議院ノ提出送付ニ係ハルモノデアリマス、此ノ法案ハ僅カ二箇條デゴザイマス、二ツノ條文ダケニナッテ居リマス、題目ガ長イ代リニ條文ハ非常ニ短カイノデアリマス、即チ支那事變ニ召集サレタ爲ニ、召集ヲ解除サレマシテモ其ノ後迄モ一般ノ

選舉權ノ行使ガ出來ナイコトニナリ、或ハ又議員デアッタ議員資格ヲモソレガ爲ニ失テシマフ者等ノ爲ニ、法律上ノ救濟ヲスルト云フノガ此ノ法案ノ目的デアリマシテ、何十萬臨時的ノ立法デアルノデアリマス、少シ詳シク申上ゲマスルト、衆議院選舉法、府縣制、町村制其ノ他地方議會ノ選舉法ニハ、御承知ノ通り戰時事變ノ際召集中ノ者ハ選舉權被選舉權ヲ失フト云フ規定ガゴザイマス、是ハ御承知ノ通リデアリマス、從ツテ選舉權ヲ有シタリシ應召軍人等ガ、多數選舉人名簿ニ登録セラレナイ事實ヲ生ズルノデアリマス、サウシテ此ノ登録ガナイ爲ニ後日召集解除トナリマシテ、郷里ニ歸ツテ來タ後デモ、選舉權ノ行使ガ出來ナイト云フ結果ニナルコトガアリマスル、此ノ事實ガマシテ先日來委員會デ十分ノ審議ヲ致シマシテ、召集ヲ受ケテ、サウシテ出征ヲシ、後召集ヲ解除サレテ、凱旋歸國ヲ致シマシテモ、元ノ議員タル資格ヲ回復スルコトガ出来ナイト云フ事實ガ生ジマス、此ノ事實ガ一ツ、此ノ二ツノ場合ヲ考へマスルニ、是モ定員數ヲ超エルコトガアリマスル、超エマシテモ當該任期中ハ其ノ員數ヲ以テ定員トスル、但シ偶ニ之ニ關員ヲ生ジタナラバ、本来ノ定員數ニ減少スル迄ハ補充ヲセズニ置ク、此ノ二ツノ點ハ此ノ法案ノ骨子デアリマス、詰リ應召出征シテ軍務ニ服スルト共ニ、故國ニ歸レバ即チ銃後ノ護持シテ公民ノ権利義務ヲ果スニ決シテ遺憾ナカラシムルヤウニスルト云フ趣旨ニ出テ次第デアリマス、是ガ此ノ法案ノ大體ノ説明デゴザイマス、次ニ此ノ委員會ニ於キマシテ、各委員方政府ニ對スル質問應答ヲ致シマシタコトニ依テ、判明シタル政府ノ此ノ法案ニ對スル意向、所見等ヲ御披露致シタコト思ヒマス、此ノ法案ニ對シテ政府ノ意向ハ如何デアルカト云フ

マス、而モ此ノ種ノ事例ト云フモノハ、此ノ度ノ事變ニ於キマシテ非常ニ多數ニ上ルノ度アリマス、選舉權ニ於キマシテ、何十萬ト數フベキ數字ニ上ルカト存ジマスルシ、ソレカラ議員數ニ於キマシテ、二千人以上ト云フコトガ甚ダ必要デアルコト感ゼラレル次第デアリマス、ソコデ此ノ種ノ選舉人ノ爲ニハ、臨時補充的ノ選舉人名簿ヲ作ツテ、選舉權ノ行使ヲ是等ノ人ニ得セシムルデアリマス、サウシテ此ノ登録ガナイ爲ニト云フコトガ本案ノ第一條デアリマス、ソレカラ更ニ應召シタ議員ノ爲ニハ、召集解除ガアリマスレバ元ノ議員ノ資格ヲ法律上回復スルト云フコトニスルノガ、此ノ法案

善處スル積リデアルト云フコトヲ言明サレテ居リマス、次ニ然ラバ政府ハ何故ニ自ラ進シテ發案立法スルノ態度ニ出ナカッタカ、且又此ノ法案ハ、基本ノ法規、府縣制トカ衆議院選舉法トカ、町村制トカ、基本ノ法規ニ抵觸スルヤウナコトハナイカト云フコト、更ニ又此ノ事案ニ付テ基本法規ヲ改正スル意圖ハナイカ、斯ウ云フ是等ノ質問ニ對シマシテ、政府ノ答辯、政府ハ實ハ基本法規ニ關スルコトデアルカラシテ、此ノ問題ニ付テハ慎重ニ考慮研究ヲ遂ゲツ、アッタノデアル、其ノ間ニ偶ニスクノ如キ便宜上急性的ナ法規ノ提出ヲ見タ次第デアッテ、他ニ何等ノ事情ハナイ、今日此ノ臨時的ノ提案ヲ見タ以上ハ、政府トシテハ此ノ法案ガ勿論基本法規ノ精神ヲ妨げザルモノトシテ之ニ同意ヲ表シ、善處セムトスル次第デアルト云フ意味、茲ニ基本法規ノ根本的改正ハ之ヲ試ミル積リデアル、併シナガラ十分ノ考究調査ヲ要スルコトト信ズルト云フ答辯デゴザイマス、次ニ委員會ニ於ケル各委員ガ、討議上ノ意見トシテ述べラレタ要旨ヲ簡單ニ御紹介申上ゲマス、何レモ此ノ法

案ニ對シマシテ贊成ノ意見ヲ表示セラレテ

居ルノデアリマス、特ニ今回ノ事變ニ於ケ

ル此ノ種特殊性ノ、特異性ヲ持ツ所ノ事案

トシテ、本法案ノ如キハ假令ソレガ臨時的

立法デアルトハ云ヘ、銃後ニ於ケル自治公

民ノ權能ヲ完備セシムル上ニ於テ、誠ニ必

要ナル立法デアラウト思フト云フ意見ガ出

テ居リマス、唯希望トシテハ、將來基本法規

ノ中ニ此ノ種ノ事案ヲ織込シテ、取入レテ

適正ナル改正ヲ施スコトガ肝要デアルト云

フコトヲ希望サレ、尙又本法案ノ適用ノ範

圍、執行若シクハ運用等ニ關シマシテハ、

極メテ周到ノ用意ヲ施スコトヲ必要トス

ル、關係者ノ數モ隨分夥シイモノデアル、

且又召集解除ト云フ如キコトモ、將來隨時頻

繁ニ行ハル、デアラウ、長期抗戰ノ間ニハ隨

分複雜ナ變化ヲ生ズルデアラウ、從ツテ事務

的ニハ相當ノ手數ヲ要スルデアラウガ、本法

ノ立法ノ精神ニ顧ミテ、其ノ適用並ニ運用

ガ周到ニシテ深切ナルベキヤウニ致シタイ、

政府モ此ノ點ニ付テハ勿論十分ノ考慮ヲ拂

フト云フコトデアルカラシテ、之ヲ信賴シ

テ此ノ法案ニハ贊成スル積リデアルト云フ

意味ノ意見ヲ開陳セラレテ居ルノデアリマ

ス、採決ノ結果原案ノ通り可決致スベキモ

ノトシテ、決定ヲ致シタ次第デアリマシテ、

此ノ段御報告ヲ申上ゲマシタ次第デアリマ

ス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ  
ケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二  
讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認

メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時七分散會

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ本案全部ヲ

問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通リデ御異議ガゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認

メマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開カレム、本案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ガゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ